



令和5年  
10月号

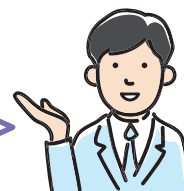
健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください。

令和5年  
9月末より

## システムによる旧様式の受付ができなくなっています

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月より各種申請書(届出書)の様式を変更しております。

令和5年9月末より旧様式の申請書ではシステムでの受付ができなくなっております。そのため、旧様式による申請は事務処理等にかなりの時間を要してしまいます。迅速・適正な給付金のお支払いのため、新様式での申請にご協力をお願いいたします。



新様式の申請書(届出書)は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。なお、協会けんぽ都道府県支部へ郵送をご依頼いただくことでもご入手いただけます。

詳しくは  
こちらから



## ご家族の方にも健康診断を！(特定健診)

特定健診とはメタボリックシンドロームに着目した検査項目で構成された健診です。受診に必要な受診券(セット券)を直接ご自宅へお送りしております。つつい忘れがちな健康診断。お得に受診できる特定健診について従業員様にお声掛けいただき、ご家族の方の健診受診につながるよう、是非ご協力をお願いいたします。



### 対象者

40歳～74歳の被扶養者

### 自己負担額

0円～1,243円  
(協会けんぽが最大10,550円補助)

### 受診方法

- 1 受診券(セット券)を準備
- 2 健診機関を予約  
※お住まいの市町村が実施する「がん検診」を同時に受診することもできます。
- 3 健診を受診



岡山支部の健診  
機関一覧リンク



# 特定保健指導対象となった方は生活習慣改善のチャンスです！

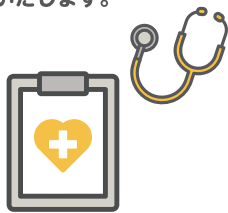
特定保健指導とは、健診を受けた結果、**メタボリックシンドローム**のリスクのある**40～74歳**までの方を対象に行う健康サポートです。

■費用は**無料**(加入者皆様からの保険料を活用した事業です。ぜひご活用ください)

## 特定保健指導の実施方法

### 1 健診機関による健診当日の実施

対象となられた方には、健診機関からお声がけいたします。



### 2 協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所訪問により実施

健診当日に健診機関で特定保健指導を受けられていない方は、協会けんぽから事業所さまへ訪問日程等のご案内をお送りいたします。



### 3 スマホ・タブレット等でオンラインにより実施

現場や出張などで直接お会いすることが難しい方は、タブレット等を用いてオンラインでの面談も可能です。



※ご希望の場合は、協会けんぽ岡山支部へご連絡ください。

指導対象者等詳細はこちらからご覧ください



## 生活習慣病の重症化予防にご協力をお願いします

糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防するため、健診の結果「**血圧値**」「**血糖値**」「**LDLコレステロール値**」が高く、医療機関への受診が必要と判定された医療機関未受診の被保険者さまに対して、**受診勧奨のはがき**を直接ご自宅にお送りしています。



### 受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧	160 mmHg以上
	拡張期血圧	100 mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126 mg/dL以上
	HbA1c	6.5 %以上 (NGSP値)
脂質	LDLコレステロール	180 mg/dL以上

### 事業主の皆さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを、事業主様から従業員様にお声掛けいただくとともに、従業員様が受診できるようにご配慮いただきますようお願いいたします。

